

京都市告示第 174 号

地方自治法第 260 条の 2 第 11 項の規定に基づき、平成 18 年 3 月 6 日付けで認可した大工町町内会について変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により次のとおり告示します。

平成 18 年 8 月 17 日

京都市長 榊本 頼兼

変更があった事項及びその内容

変更があった事項	変更前	変更後
事務所の所在地	京都市下京区七条通大宮東入 大工町 120 番地の 2	京都市下京区七条通大宮東入 大工町 120 番地 1

(文化市民局市民生活部地域づくり推進課)